

# 委員長談話

令和2年10月22日

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の期末手当の改定について勧告しました。

本年においては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査を、特別給に関する調査と月例給に関する調査の2回に分け、例年より時期を遅らせた上で実施しました。企業活動が全国的に大きな影響を受けている中での調査となりましたが、特別給に関する調査の完了率は非常に高いものとなり、御協力いただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

特別給に関する調査の結果によると、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が、民間の特別給の年間支給割合を上回っていることが認められました。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、期末手当について、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を引き下げることにしました。また、月例給については、月例給に関する調査の結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

人事管理に関する報告では、任命権者においては、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした社会経済情勢の変化に伴い、在宅勤務の普及・拡大など社会全体で働き方改革が進む中、職員の仕事と家庭の両立支援を図るため、多様で柔軟な働き方について今後とも検討していく必要がある旨言及したほか、人材の確保・育成、総実勤務時間の短縮、健康管理対策の推進などについても言及したところです。

人事委員会勧告制度は、地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられているものであります。

議会及び知事に対しましては、この制度の意義や役割を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請したところです。

県民の皆様方におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県勢の発展と県民福祉の向上に努力を重ねていることに対して、深い御理解を賜りますことを心からお願い申し上げます。

また、職員においては、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染防止対策やこれに伴う経済対策等の業務に日々真摯に取り組んでいるところであり、心から敬意を表するとともに、引き続き県民全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、公務に寄せる県民の期待と要請に応えられるよう、より一層効率的な業務の遂行と質の高い行政サービスの提供に努められることを切に望みます。